様式第四号中「都道府県知事　殿」を「厚生労働大臣又は指定試験機関代表者　殿」に改め、同様式（注意）中7を8とし、4から6までを一つずつ繰り下げ、3の次に次のように加える。

4　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続きにより手数料を納付し、収入印紙をはらないこと。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に行われた歯科技工士国家試験に係る合格証書及び合格証明書の交付については、この省令による改正後の歯科技工士法施行規則第九条から第十二条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十二号

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第九条の二第一項及び第二項、第九条の五第二項（同法第十五条の七において準用する場合を含む。）、第九条の八（同法第十五条の七において準用する場合を含む。）、第九条の十（同法第十五条の七において準用する場合を含む。）、第十条、第十五条の三、第十五条の四第二項及び第三項並びに第十六条の規定に基づき、歯科技工士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

歯科技工士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令

目次

第一章　指定登録機関（第一条―第十四条）
第二章　指定試験機関（第十五条―第二十条）
附則

第一章　指定登録機関

（指定の申請）

第一条　歯科技工士法（以下「法」という。）第九条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務（以下「登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録事務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五　役員の氏名及び略歴を記載した書類

六　現に行っている業務の概要を記載した書類

七　登録事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八　法第九条の二第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書

（指定登録機関の名称の変更等の届出）

第二条　法第九条の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定登録機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は登録事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

2　指定登録機関は、登録事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二　新設し、又は廃止しようとする事務所において登録事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三　新設又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

第三条　指定登録機関は、法第九条の三第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名

二　選任し、又は解任しようとする年月日

三　選任又は解任の理由

2　前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　選任に係る役員の略歴を記載した書類

二　選任に係る役員の法第九条の二第四項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書

（事業計画等の認可の申請）

第四条　指定登録機関は、法第九条の四第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　指定登録機関は、法第九条の四第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（登録事務規程の認可の申請）

第五条　指定登録機関は、法第九条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に登録事務の実施に関する規程を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　指定登録機関は、法第九条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（登録事務規程の記載事項）

第六条　法第九条の五第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録事務を行う時間及び休日に関する事項

二　登録事務を行う場所に関する事項

三　登録事務の実施の方法に関する事項

四　手数料の収納の方法に関する事項

五　登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

六　登録事務に関する帳簿及び書類並びに歯科技工士名簿（以下「名簿」という。）の管理に関する事項

七　その他登録事務の実施に関し必要な事項